

平成 26 年 5 月 27 日

法制審議会 民法（債権関係）部会 御中

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会民法改正部会有志
黒木和彰、辰巳裕規、千綿俊一郎

部会資料 7 8 B に関する提案

部会資料 7 8 B 第 2 「保証人の責任制限」に関し、下記の規定を設けることを提案する。

記

- 1 主たる債務者が事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約（保証人が法人であるものを除く。）を締結した保証人は、保証債務の弁済期が到来した以後に、自己の責任を下記の(1)の価額から同(2)及び同(3)の価額を控除した額の限度に減縮※1することを裁判所に請求することができる※2。
 - (1) 減縮の請求をした時点において保証人が有する財産の価額
 - (2) 民事執行法（昭和 5 4 年法律第 4 号）第 1 3 1 条第 3 号に規定する額に 2 分の 3 を乗じた額
 - (3) 差し押さえることができない財産（民事執行法第 1 3 1 条第 3 号に規定する金銭を除く。）の価額
- 2 前項の規定は、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約〔一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約であってその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務が含まれるもの〕に準用する。この場合において、「保証債務の弁済期が到来した以後」とあるのは「主たる債務の元本が確定した以後」と読み替えるものとする。
- 3 保証人は、前二項の請求をしようとするときは、訴え又は抗弁によって行うものとし※3、その時点において自己が有する財産の目録を作成して裁判所に提出しなければならない※4。
- 4 第 1 項又は第 2 項の請求につき保証人の責任を減縮する確定判決について、保証人が、悪意で自己が有する財産（差し押さえることができない財産を除く。）の全部又は一部を目録中に記載しなかった※5ことが、口頭弁論終結後に証明された場合には※6、その判決の変更を求める訴えを提起することができる※7※8。

<参照条文抜粋>

※1 民法448条(保証人の負担が主たる債務より重い場合)「これを主たる債務の限度に減縮する」

※2 民法424条(詐害行為取消権)「法律行為の取消しを裁判所に請求することができる」

※3 破産法173条1項(否認権の行使)「訴え、否認の請求又は抗弁によって、破産管財人が行使する」

※4 民法924条(限定承認の方式)「相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければならない」

- ※5 民法921条(法定単純承認)「相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを相続財産の目録に記載しなかったとき」
- ※6 所得税法61条「当該金額がその資産の取得に要した金額と同日前に支出した設備費及び改良費の額との合計額を基礎として政令で定めるところにより計算した同日におけるその資産の価額に満たないことが証明された場合には、当該価額」
- ※7 民事訴訟法117条1項(定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴え)「口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命じた確定判決について、口頭弁論終結後に、後遺障害の程度、賃金水準その他の損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合には、その判決の変更を求める訴えを提起することができる」
- ※8 民法770条1項(裁判上の離婚)「夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる」

○中間試案第17、6(4)「その他の方策」

保証人が個人である場合におけるその責任制限の方策として、次のような制度を設けるかどうかについて、引き続き検討する。

ア 裁判所は、主たる債務の内容、保証契約の締結に至る経緯やその後の経過、保証期間、保証人の支払能力その他一切の事情を考慮して、保証債務の額を減免することができるものとする。

イ 保証契約を締結した当時における保証債務の内容がその当時における保証人の財産・収入に照らして過大であったときは、債権者は、保証債務の履行を請求する時点におけるその内容がその時点における保証人の財産・収入に照らして過大でないときを除き、保証人に対し、保証債務の〔過大な部分の〕履行を請求することができないものとする。

○民法(債権関係)部会資料78B

民法(債権関係)の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(14)

第2 保証人の責任制限

保証人(法人を除く。)の責任の制限、特に、保証人の責任を保証人が責任を減縮する請求をした時点で保証人が有していた財産(自由財産及び差押禁止財産を除く。)の額の限度とする制度を設けることについて、どのように考えるか。

○平成25年11月19日部会幹事山野目章夫「個人保証における過大性のコントロールの方策」

1 保証契約(保証人が法人であるものを除く。2においても同じ。)において定められた保証人の負担が、保証契約をした趣旨目的、保証契約をした当時における保証人となろうとする者と主たる債務者との関係、保証人となろうとする者が有した財産、その収入、その居住地の物価の状況並びにその扶養を受けるべき者の数及び年齢その他の保証契約がされた際の事情に照らし過大であると認め

られる場合において、保証人は、保証債務の弁済期が到来したときに、下記(1)の額から同(2)の額を控除した額に2を乗じた額に下記(3)の額を加えた額の限度に保証人の責任を減縮することを請求することができるものとする。

(1) 保証人の負担に係る責任の減縮を請求する前2年間の保証人の収入の合計額からこれに対する所得税、道府県民税または都民税および市町村民税又は特別区民税並びに社会保険料に相当する額を控除した額を2で除した額

(2) 保証人及びその扶養を受けるべき者の最低限度の生活を維持するために必要な1年分の費用の額として、保証人及びその扶養を受けるべき者の年齢及び居住地域、当該扶養を受けるべき者の数、物価の状況その他一切の事情を勘案して政令で定めるもの

(3) 保証人が有する財産で執行することができるものの価額

2 1の規律は、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約に準用するものとする。この場合において、「保証人の負担」とあるのは「極度額」と読み替え、「保証債務の弁済期が到来したとき」とあるのは「主たる債務の元本が確定したとき」と読み替えるものとする。

○平成26年2月20日日本弁護士連合会「保証人保護の方策の拡充に関する意見書」
保証人保護の方策の拡充に関する条項骨子案

(保証人の責任制限)

第●●条

1 第〇〇条(個人保証の制限)第1項各号に掲げる者が同項に規定する保証をした場合は、当該保証人は、その保証債務の履行期が到来したときに当該保証人が保有する財産の価額から政令で定める金額(例 金500万円)を控除した額の限度まで、その責任を減縮する旨の請求をすることができる。

2 前項に規定する者以外の者が、第〇〇条第3項の規定により保証した場合は、当該保証人は、次に掲げる財産について、執行を禁止する旨の申し立てをすることができる。

一 合計額が政令で定める金額(例 金500万円)を超えない金銭又は預金

二 自己の居住の用に供する土地であって、その面積が政令で定める範囲(例 240平方メートル)のもの(面積が政令で定める範囲を超える土地については、その範囲までの部分をいう。)

三 自己の居住の用に供する建物であって、前号に規定する土地の範囲内に存するもの

3 第1項の請求又は第2項の申立ては、訴え又は訴訟上の抗弁をもって行うものとし、第1項の請求については、保証人は保証債務の履行期において同人が保有する財産の価額を明示して、第2項の申立てについては、保証人は執行禁止を申

し立てる財産を特定し、かつ、その価額を明示して、それぞれ行うものとする。

○平成 26 年 3 月 18 日大阪弁護士会民法改正問題特別委員会有志「部会資料 7 6 AB に関する提案」【要綱案のイメージの提案】

1 保証人（保証人が法人であるものを除く。2 においても同じ。）は、保証債務の弁済期が到来したときは、下記の(1)の価額から同(2)及び同(3)の価額を控除した額の限度に保証人の責任を減縮することを請求することができるものとする。

(1) 当該減縮の請求をした時点において保証人が有する財産

(2) 民事執行法（昭和 5 4 年法律第 4 号）第 1 3 1 条第 3 号に規定する額に 2 分の 3 を乗じた額の金銭

(3) 差し押さえることができない財産（民事執行法第 1 3 1 条第 3 号に規定する金銭を除く。）

2 1 の規律は、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約に準用するものとする。この場合において、「保証債務の弁済期が到来したとき」とあるのは「主たる債務の元本が確定したとき」と読み替えるものとする。

○民法（債権法）改正検討委員会「債権法改正の基本方針」【3. 1. 7. 02】（保証契約等の締結）

<2> 債権者は、保証契約の締結にあたって、次に定めるところに努めなければならない。保証引受契約を締結する債務者も同様である。

<ア> 契約条項は、明確かつ平易な言葉で表現されること

<イ> 保証人に、その責任の内容につき、正確な認識を形成するに足りる情報を提供すること

<ウ> 保証人の資力に比して、過大な責任を負わせないこと

○現行民法

第 450 条 債務者が保証人を立てる義務を負う場合には、その保証人は、次に掲げる要件を具備するものでなければならない。

一 行為能力者であること。

二 弁済をする資力を有すること。

2 保証人が前二号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこれに代えることを請求することができる。

3 前二項の規定は、債権者が保証人を指名した場合には、適用しない。

【理由】

1 成文化の必要性

保証の情義性に照らせば、説明義務を尽くされても保証を拒めずに契約に応じ、後に経済的破綻に追い込まれてしまう保証人を救済することが出来ない。従って、保証人保護の方策の第2として、保証人の責任を制限する規制を設けるべきである。

この点、今国会において「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律」が可決される際に、衆参両議院において「個人保証に依存しない融資を確立するべく、民法(債権法)その他の関連する各種の法改正等の場面においても「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を十分踏まえるよう努めること」と附帯決議がなされた。

そして、経営者保証ガイドラインでは「多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円)を残すこと」や「保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること」が定められている。

この附帯決議は当然に尊重されるべきであり、民法改正においても、上記経営者保証ガイドラインの枠組みを取り入れるべきである。

また、現行民法においても、第450条において「弁済をする資力を有すること」が保証人の要件とされており、しかも、同条第2項はこの要件が裁判規範となることを予定している。従って、「保証人の資力」を問題とすること自体は、もともと民法が予定していたことと言え、この用語は条文化になじむものである。

判例上も、保証人の責任を制限した裁判例は多数存在しており(滝澤孝臣編「判例展望民事法I」包括根保証に係る保証人の債務ないし責任の制限をめぐる裁判例と問題点、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「保証被害救済の実践と裁判例」169頁、180頁以下)、現状では、これらの裁判例の大半は信義則を制限の根拠としているが、明文化して明確な基準を定めることが望ましいと言える。

さらに、民法(債権法)改正検討委員会の「債権法改正の基本方針」【3.1.7.02】(保証契約等の締結)においても、「債権者は、保証契約の締結にあたって、次に定めるところに努めなければならない」として「保証人の資力に比して、過大な責任を負わせないこと」とされており、保証人に過大な責任を負わせてはならないことを民法に明文化する必要性について、本来、異論は少なかったものと思われる。

なお、フランスにおける消費法典や民法は、比例原則を設けたり、自然人である保証人が生活に必要な最低限の財産までも奪われることを回避すべく措置などを講じているが(フランスでは保証契約全般に適用される規定となっている)、日本でも同様の規定を設けるべきである。

2 適用を受ける保証契約の範囲

本提案では、典型的に保証人に過酷な結果となるリスクが高い契約(事業性の貸金債務を主債務とする保証契約及び根保証債務)に限定した規定を提案している。

根保証債務に関しては、根保証債務の全てを対象とする案と貸金等根保証債務に限定する案の2つを提案している(第2項)。

3 責任財産の限度を決定する基準時

そして、責任財産の限度を決定する基準時は、保証人が責任制限の意思表示をした時点と解するのが簡便である(法制審議会第80回会議山野目章夫幹事提供資料「個人保証における過大性のコントロールの方策」、日本弁護士連合会の2014年2月20日付「保証人保護の方策の拡充に関する意見書」12頁参照)。

本提案では、責任制限の請求がなされた裁判において、その意思表示時点における責任財産の限度額を具体的な額として算出することとしている。

これに対して、部会資料76B6頁では「保証人が有利な時点を選択することが可能ではないか」との指摘がなされている。

しかしながら、現実には、保証人が責任財産の制限を主張するのは、債権者から保証債務の履行を請求された場面や強制執行を受けた場面であるから、保証人が自ら恣意的に有利な時点を選択するという事は考えにくい。

さらに、本提案では、保証人が、悪意で財産を目録に記載せずに減縮の意思表示をしていた場合には、それが口頭弁論終結後に証明された場合であったとしても、判決の変更を求める訴えを提起することが可能であることとした(第4項)。

この点、相続財産の限度での支払いを命ずる判決が確定した後に、限定承認無効の事由があったとしても、それは前訴判決に抵触し、またこれに遮断されて許されないとするのが判例である(最二小判昭和49年4月26日民集28巻3号503頁)。保証人が財産を隠匿した上で、責任減縮の意思表示をした場合も、これと同じであると理解すれば、債権者は後に保証人の財産隠匿を発見したとしても(再審事由がない限り)責任を減縮された範囲では強制執行ができないこととなる。

他方、債権者が、保証人に財産隠匿ないし目録の虚偽記載があったことを解除条件として(あるいは、保証人にこれらの事由が無いことを停止条件として)、後に執行文の付与の申立て(民事執行法27条)ないし訴え(同法33条)を提起する余地を認める考え方もあり得る。しかしながら、いわゆる条件成就執行文(民事執行法第27条第1項)における、「債権者の証明すべき事実」は「債務名義上において具体的に表示されている必要がある」とされており(別冊法学セミナーNo.227「新基本法コンメンタル民事執行法」69頁、深沢利一ほか「民事執行の実務[補訂版]下」340頁)、「保証人にこれらの事由が無いこと」を停止条件と設定することは困難と思われる。また、財産隠匿が「意思表示時点」においてあったのかどうかを問題とする以上、やはり、前訴の既判力に抵触する可能性が高いものと思われる。

その他、事後に保証人の財産隠匿が発見された時点で、信義則や詐害行為取消権を請求することを認める見解もあるが(平成26年3月18日大阪弁護士会民法改正問題特別委員会有志「部会資料76ABに関する提案」)、これらの主張も前訴の

既判力に抵触すると判断される可能性がある。

そこで、民事訴訟法 117 条の「定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴え」の枠組みを参照して、既判力の例外を認めることとしたものである。

この点、定期金による賠償を命じた確定判決について、変更が認められるのは、後に著しい事情の変更が生じて定期金額を維持することが不相当となった場合に、既判力による拘束を解除する点にあるとされる（伊藤眞「民事訴訟法[第 4 版]」499 頁）、保証人に財産隠匿等が証明された場合に、責任減縮の判決を維持することが不相当である点で、趣旨が共通する。

また、実体法である民法においても、離婚(770 条)や離縁(814 条)など、訴訟提起に関する定めを置くことは許されている。

4 具体的な責任財産の額

具体的な責任財産の限度は、破産手続上自由財産とされる財産を除く、保証人のすべての財産の価額とした。

本来は、保証債務の弁済に充てられる責任財産の限度をさらに軽減する考え方が望ましいというべきであるが、具体的な基準及び理論的説明が困難であることから現時点では見送ることもやむを得ないと考える。

これに対して、部会資料 78B では、保証人の責任制限に関する提案の実益は、「請求の減縮がなされた後に、保証人が得る収入の額について責任を負わないことにあると解されるが、「将来的に収入を得ることを見込んで保証契約を締結することが、實際上どの程度行われていて、それに対してどのような影響があり得るのか等を検討する必要がある」との指摘がある。

この点、保証契約が締結される事情は様々であるが、現実には、保証債務の履行のために自宅不動産などを失い、さらに、将来、長期間に渡って、保証債務の履行を続けている保証人は多数存在している。また、多額の保証債務を負っている中で、相続等で新たに資産を得て、それさえも回収の引当てとされている事例も散見される。

従って、かかる長期間、過重な負担を強いられる保証人の被害を減らすべく、責任制限規定を設ける必要性が高いことは否定できないというべきである。

5 他の債務を負担している場合の処理

保証人が他の債務を負担している場合に、保証債務との関係でだけ保護されることとなっても、責任制限規定の根拠の一つが「過大な保証契約を締結させない」義務の違反にあると考えれば、当然の帰結であるということになる。

そして、責任制限の限定のあり方として、「具体的財産の範囲」ではなく「財産の価額」をもって限定することを提案しているため、各個別の保証債権者との関係で、その都度、限定の範囲が金額によって定められることになる。

その結果、複数の保証債権者から、合計すると支払能力を超えた金額の債務名義

を取得されてしまう可能性は残るが、これは、複数の債務を負ってしまったことによる不利益であって、その場合は、法的整理の手続きを検討せざるを得ない場面であるといえる。

少なくとも、個別の保証債権者との関係で、責任を限定される可能性は残すべきであり、その必要性は高いものである。

6 保証人が有する財産の把握の正確性の確保

部会資料 78B では、「保証人がその額につき主張・立証責任を負うとしても、保証人が主張する額以上の額の財産を持っていることが債権者において的確に反証できなければ、結局、保証人が主張する額をもって責任が制限される可能性が高いように思われるが、そのことで、債権者に必要以上に負担を強いることにならないかという形でも問題となる」と指摘されている。

しかしながら、保証人の責任財産を把握することは、債権者が通常の回収業務の過程で行っていることであって、その負担があるからと言って、制度導入を見送るほどの理由とはなりえない。

また、今回の提案では、債権者の負担軽減も勘案して、責任制限の請求権を裁判上行使しなければならない形成権とした(現行民法の詐害行為取消権や破産法上の否認権を参考とした。なお、否認権と同様に抗弁による主張を可能としている)。それにより、減縮の具体的内容について、保証人が具体的な証拠に基づいて立証しなければならないことになる。また、債権者としても、反証活動として、文書提出命令等の手続を利用することができる。

なお、ここで「裁判上請求する」とした具体的な場面としては、保証債務の履行を求める給付訴訟における抗弁として意思表示する、責任限度額の確認を求める訴えにおいて意思表示する(保証債務履行請求権の抗弁に対する再抗弁となる)、強制執行に対する請求異議訴訟における請求原因(債務名義が裁判の場合)として意思表示することを念頭に置いている。

さらに、上記3のとおり、民事訴訟法 117 条の「定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴え」の枠組みを参照して、既判力の例外を認めることとしているため、事後に保証人に財産隠匿等が判明した場合の手立てはある。

よって、「保証人が有する財産の把握が困難であること」は、制度化の導入を見送る理由とはならない。

7 倒産手続きが開始した場合の処理

また、倒産手続きが開始した場合には、個別の保証債権者のみが権利行使を制約されることは妥当ではないとの意見も多い。よって、かかる場合には各倒産手続の規律するところに従い、債権者は保証債権額全額について権利行使しうるものとした。

本提案によれば、責任減縮の請求が認められた場合には、保証債権額全額につい

て認容判決が出され、併せてそのうち支払能力を超える額について責任を減縮する判決が出されることになるところ（後記9参照）、債権者としては、倒産手続内において、認容された保証債権額全額について（債務名義を有する債権者として）権利行使しうることになる。

8 責任を減縮する手続、方法

部会資料 78Bでは、ア「債権者が保証人に請求することができる金額が保証債務の履行についての判決の中で確定されないことかえって迅速な処理が阻害される」とか、イ「そもそも、判決が出てきながら原告が被告に請求することとなる金額が確定してないという事態は、これまで想定されていなかった」とか、ウ「当初の審理の中で主張はできないが、請求異議の訴えの中でのみ主張することができる事由というものはないように思われ(略)既存の枠組みを超える」などの指摘がなされている。

この点、本提案では、裁判上、減縮の意思表示がなされた時点で、その価額を算定する内容となっているため、これらの批判は当たらない。

なお、現行の民事執行法 35 条 2 項は、請求異議の訴えについて「異議の事由は、口頭弁論の終結後に生じたものに限る」としている。本提案では、責任財産の範囲は、意思表示がなされた時点で確定されることとしているため、請求異議訴訟において「責任減縮の請求」がなされた場合には、これは「口頭弁論終結後に生じた事由」として異議事由となる。

9 判決主文の例

保証人の責任制限を認める判決主文の例としては、不執行の合意が認められる事案に係る最一小判平成 5 年 11 月 11 日民集 47 卷 9 号 5255 号や限定承認が認められる事案に係る最二小判昭和 49 年 4 月 26 日民集 28 卷 3 号 503 頁を参照して、以下のような主文が出されている東京地判平成 14 年 5 月 23 日が参考となる（滝澤孝臣編「判例展望民事法 I」包括根保証に係る保証人の債務ないし責任の制限をめぐる裁判例と問題点）。

「1 被告は、原告に対し、5 億 1444 万 8654 円及び内金 4 億 7484 万 2557 円に対する平成 12 年 12 月 28 日から支払済みまで年 14% の割合（年 365 日の日割計算）による金員を支払え。

2 前項のうち 5 億円を超える部分については、強制執行をすることができない。」

以上

<保証人の責任制限>

債権者



例) 貸付額 5000 万円
=保証額
(5000 万円)

保証人



基準：減縮の請求をなした時点で所有する財産

例) 合計 3550 万円のケース

自宅不動産 3000 万円，預金 500 万円，家財道具 50 万円

① 民事執行法第 131 条第 3 号に規定する額に 2 分の 3 を乗じた額
(99 万円)

② 差し押さえることができない財産
(家財道具 50 万円)

【責任の減縮】

(3550 万円 - ①99 万円 - ②50 万円 = 3401 万円)

裁判所に請求



裁判所

【判決主文】

- 1 被告は、原告に対し、5000 万円及びこれに対する平成 25 年 5 月 27 日から支払済みまで年 14%の割合(年 365 日の日割計算)による金員を支払え。
- 2 前項のうち 3401 万円を超える部分については、強制執行をすることができない。

保証人は、自宅を売却するなどして 3401 万円を支払えばよい。
3401 万円を支払えば、減縮の意思表示の後に得る収入(将来収入)は確保することができる。
もっとも、3401 万円を支払わない場合には、3401 万円の範囲で将来収入も含めて強制執行される可能性がある。